

理事会運営規則

(主旨)

第1条 定款第46条にもとづき神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会の理事会運営について、この規則で定める。

(理事会)

第2条 神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会の理事会は、総会の決定に基づき、日常運営の執行方針を議決し、その実現を図ることを会員より委任され、次の執行権を有する。

代表権、調査権、先議権、議案調整権、招集権、提案権、議決権、記録権、合議・決裁権、通達・通知権、公開権、調整・調停・仲裁権、交渉権、契約権、監査権、人事権、指揮・命令権、懲罰権、表彰権、教育権など

2. 理事会は協議会の自主性を尊重し、協議会の中での理事会の代表権、先議権、議案調整権、議決権、交渉権を留保する。

(理事会招集の手続き)

第3条 理事会は、定款第22条に基づき総会で選出された理事をもって組織する。

2. 理事会は、理事長が招集する。

3. 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知するものとする。ただし、理事全員の同意があるか緊急やむを得ない事情のある時は、招集の手続きを省略することができる。

4. 理事長が事故または欠員の時は、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故または欠員の時は、理事会において決めた順位に従い、他の理事が招集する。

5. 理事が理事の3分の1以上の同意を得て、または監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したとき理事長は、その請求のあった日から7日以内に、理事会を招集しなければならない。ただし、2週間以内に理事長から招集通知が発せられない時は、前項のほか請求者自らが理事会を招集することができる。

(役員任期)

第4条 役員任期は、定款第24条の通りとする。

2. 理事長・副理事長・専務理事・常務理事の就任期限は、2期4年を原則とする。

(理事長の執行権及び職務)

第5条 理事長は第2条に記す執行権限のほか理事会で決定した執行責任上必要な執行権を有する。

2. 副理事長は前項理事長の職務を補佐するものとする。

(専務理事の職務権限及び分掌)

第6条 専務理事は、前項理事長及び副理事長の任務を補佐するものとする。

2. 専務理事は、理事会の議決に基づき事業と運動を推進するために、組織運営の記述性と継続性を高めて事務局運営の責任を負う。

3. 専務理事の執行権限を次のように定める。

調査権、先議権、提案権、記録権、合議・決裁権、公開権、交渉権、調印権、指揮・命令権、教育権、事務局会議招集権、その他理事会が必要と認めた権限。

4. 専務理事は、日常業務の遂行にあたって会員及び理事会並びに事務局間の調整をはかりマネージメント責任を負う。

(常務理事の職務)

第7条 常務理事は、前項専務理事の任務を補佐するものとする。

(理事の権限及び職務)

第8条 理事は次の権限を有する。

調査権、提案権、議決権、合議・決裁権、公開権、監査権、教育権など
その他、理事会で決定した理事執行責任上必要な執行権。

(理事会の議決事項)

第9条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 本会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集並びに総会に付議すべき事項
- (3) 本会の財産及び業務の執行のための手続きその他本会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 役員の治療に関する事項
- (6) 以上のほか、理事会において必要と認めた事項

(議案提案)

第10条 理事は理事会議案を提案することができる。ただし事前に理事長宛に所定の提案様式に基づき提出する。

2. 議案は、討議決定事項・報告承認事項・一般報告事項とする。

(理事会の議決方法)

第11条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会の議長は、理事長が任命する。
4. 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。

(書面による理事会への出席)

第12条 理事は、理事会の議案として予め通知のあった事項について、書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。

2. 前項の規定により議決権または選挙権を行う者は、理事会の出席者とみなす。
3. 第1項の規定により議決権または選挙権を行う者は、理事会の議案として予め通知のあった事項について、その賛否または選任しようとする理事長、副理事長、専務理事などの氏名を記載した書面を封筒に入れ、署名または記名押印したものを理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(理事会の議事録)

第13条 理事会の議事録は、議長及び総会に出席した理事1人が議事録承認のために記名す

るものとする。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会の招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者明細
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）

（事務局の設置）

第14条 理事会は、事務局員を専任し事務局を設置することができる。

2. 事務局会議は専務理事が主催し理事会の有する「提案・討議・決定・執行」及び「点検・総括・再方針化」機能の補佐及び推進を図る。

（その他の規定及び規則）

第15条 理事会は、執行機関における相互牽制・情報開示及び説明責任を負うために別途次の規則を定める。

- (1) 会計処理規定
- (2) 監査規則
- (3) 合議決裁制度
- (4) その他、理事会が必要と認めた規則

（付則）

第16条 本規則の改廃は、総会において行う。

1997年5月31日制定
2006年5月22日改定
2011年5月25日改定
2012年5月25日改定